仕様書

１ 事業名

令和７年度大阪ＩＲ広報企画運営業務

２ 目的

大阪府・大阪市（以下「府・市」という。）では、統合型リゾート（ＩＲ）を核とした新たな国際観光拠点の形成に向け、大阪・夢洲でのＩＲの実現に取り組んでおり、令和5年４月に国から認定を受け、同年9月にＩＲ事業者と実施協定等を締結。令和5年12月には液状化対策工事に着手し、令和6年10月には準備工事に着手している。

大阪ＩＲは、ホテル、ＭＩＣＥ施設、レストラン、エンターテイメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込み、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化等、大阪の経済成長に大きく貢献するものである。

また、納付金や入場料をギャンブル等依存症対策などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興や地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長・投資に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市の魅力と国際競争力の向上を図り、大阪・関西の持続的な成長につなげていく。

本施策は、府・市において最重要施策の一つであるとともに、注目度の高い事業であるため、ＩＲ事業者との適切な役割分担の上で、ＩＲの実現に向けて、ＩＲの意義や効果、依存症対策をはじめとした懸念事項対策等について、引き続き情報発信を行い、府民・市民の理解を深めていくことが必要と考えている。

府・市では、これまでセミナーや大学への出前講座、パンフレットの配布やポスターの掲示等様々な手法を用いて、大阪ＩＲの理解促進に取り組んできたところであり、民間のノウハウを活用し、効果的、効率的な広報を行ってきた。７年度においても引き続き広く大阪ＩＲの認知のすそ野を広げるため民間のノウハウを活用し、府民・市民の理解が深まるよう取り組んでいく。

本公募は、「令和７年度大阪府一般会計予算」及び「令和７年度大阪市一般会計予算」が発効することを前提に実施される停止条件付きの公募です。

これらいずれかの条件が整わない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

３ 契約期間

契約日～令和８年３月３１日

４ 委託上限額

29,139,000円

５ 業務内容

　大阪ＩＲについて特設サイト（https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu220/osakair/）等により、大阪ＩＲの意義・効果、懸念事項対策等、その他府市の考え方を充分理解したうえで、各業務の連携等、事業全体で効果が最大化できるように、内容を考慮して実施すること。

1. 広報関連

本業務が府民市民に大阪ＩＲに対しての正しい理解を深めてもらい、一方的な情報発信ではなく、情報を受け取った方々に大阪ＩＲの詳細な情報を知るためのアクションを起こしてもらうことを目的とした、コミュニケーション事業であるということを念頭において実施すること。

各広報業務にあたっては、各受注者において、最も多くの府民の目に触れ、大阪ＩＲへの興味関心を喚起できるよう、適切なターゲッティングを行ったうえで実施すること。

また、広告の掲出先などについては事業目的と照らし不適切な媒体・場所などに掲示されないようにすること。

1. 大学生向けイベントの実施

〇下記企画内容の運営及び調整を行うこと。

　※　調整先については関西の１０大学程度（１大学１０名程度）を想定しており、大学

の選定はＩＲ推進局が行う。

（企画概要）

・　各大学の学生たちが、設定したテーマに沿って実施する研究活動を支援。

・　関西の各大学の学生たちに、ＩＲについて学習していただき、12月から2月ごろ

に研究活動の成果を発表。

・　各発表内容に対して、民間実務経験者や有識者から講評を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事項 | 提案を求める内容 |
| ・成果発表会の企画調整、 運営 | ・開催に向けての大学教員との日程及び発表資料提出にかかる調整方法  ・大学生（チーム・ゼミ単位）への発表資料作成等の支援 （大学の授業期間中、適宜実施。対面・WEB等の支援方法は問わない）  ・当日参加・講評する民間実務経験者や有識者の選定  ・当日の進行計画、資料の作成手法  ・大阪市内の交通至便な会場の選定、準備、会場設営  ※上記について必ず提案に記載することとし、提案にあたっては下記事項が達成できるものになっているか留意して行うこと  〇ＩＲが将来の活躍機会であると感じられるプログラムとなっているか  〇成果発表会中、参加学生が緊張感や達成感を得られる構成となっているか  〇成果発表会に向けて参加学生が社会人基礎力を身につけ、成長できる支援手法がとられているか。  〇研究活動や発表手法などに関して有益な支援を行うことができる民間実務経験者等を選定しているか |
| 過去実績 | ・過去類似の実績があれば提示すること。 |

1. タブロイド紙の発行

〇　発注者が提供する掲載内容等に基づき、配色・フォント・画像等のデザイン及び全体

レイアウトを行った原稿案を作成し、提示すること。

　　　規格 ：タブロイド判（Ｄ４サイズ）×２頁（表裏）

　　　印刷 ：両面カラー

　　　　　　紙質 ：タブロイド判（Ｄ４サイズ）43kg以上、米坪49g/㎡以上、中質紙、　　　白色度60％以上、古紙パルプ配合率70以上再生紙

　　　印刷部数 ： 折込部数　1,623,700部（予定）　　折込以外　17,000部

　　　　※折込の部数は、新聞の発行部数により変動することがある。

〇　作成したタブロイド紙を大阪府内全域に配布される下記新聞媒体に折込配布すること。

　　折込媒体：朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞５紙（朝刊）

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事項 | 提案を求める内容 |
| 紙面デザイン | ・タブロイド紙の1面のデザイン案を提示すること。  ・提示にあたっては、ＩＲの魅力が効果的に伝わる内容となること。  ※　採用された場合にそのまま採用されるわけではなく、企画の修正や企画の差し替えが生じることがある。 |
| 過去実績 | ・過去に作成した同種の作成物があれば提示すること |

1. インターネット広告・特設サイト改修

　〇　受注者はインターネット広告を活用し、広報・周知を実施すること。

〇　広告の手法としてはGoogle、Yahoo、SNS等でのバナー広告を想定しており、トゥルービュー広告（YouTube等での動画広告）は実施しない。

　〇　適宜配信状況等を報告すること。目標に満たない場合は発注者と協議のうえ、改善策を実施すること。

　〇　広告バナーの作成等、上記を実施するにあたって付随する業務を実施すること。

　〇　広告バナーなど作成の際は発注者と協議のうえ、行うこと。

　〇　広告バナーの制作に必要な経費は、本業務の委託金額に含むものとし、制作に必要な

素材の収集などすべての手配は受注者が行う。

　　・　受注者は、修正可能な段階で、広告媒体について発注者と協議し、修正を求められた場合は、受注者の責任により修正すること。また、修正に要した経費は委託金額に含むものとする。

　　・　クリック数、閲覧した人の属性情報等を検証し、定期的（時期は発注者と協議）に発注者に報告及び協議のうえ、改善策を実施すること。また、発注者から媒体等の変更指示があった場合には、対応すること。

　　・　広告バナー等の情報は、障がい者の方等でも等しく情報を取得できるように、アクセシビリティへ配慮すること。

　〇　特設サイト改修については発注者の指示のもとＩＲ事業の進捗に応じて年4回程度、

　　　項目の追加や画像の編集等を実施すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事項 | 提案を求める内容 |
| 配信媒体  目標数字 | ・Google、Yahoo、SNS等のインターネット広告媒体を通してアクセスするユニークユーザーの目標値を提案すること。  （参考値：2022年大阪ＩＲのトップページアクセス数　年間約46,000アクセス）  ・利用する媒体と合計の目標値を提案すること。  ・上記記載のクリック数以上の目標値を提案すること。 |
| 配信時期 | ・配信時期や期間について提案すること。 |

1. 主要駅等での広告

　〇　受注者は府内主要駅を中心とした広く一般に訴求力のある広報活動を実施すること。

　　　〇　広報活動にあたり、ＩＲ推進局において作成している動画とポスターのデータを提供するので、これらを活用すること。

　　　〇　上記を実施するにあたって付随するすべての業務を実施すること。

　　　　　なお、ポスターの印刷や、広報物の掲出等広報にかかる経費はすべて委託金額に含むものとする。

　　　〇　発注者から広報場所・期間等の変更協議があった場合は対応すること。

　〇　提案にあたっては下記の内容を踏まえて行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事項 | 提案を求める内容 |
| 広報場所  広報期間 | 多くの府民が広報物を目にすることができるよう、広報場所と期間について提案内容の根拠となる数値等について示したうえで提案すること。  ・ポスターやデジタルサイネージによる広報を想定しているが、それ以外に効果があると想定する媒体（車内広告、ラッピング広告等）や広告手法（集中型の広報、いわゆるジャック広告等）があれば加えて提案すること。  ・ＩＲ推進局において保有する広報物以外に、独自の広報物の作成等の提案があれば併せて提案すること。  ・新規の広報物を作成する際は発注者と協議のうえ行うこと。また、新規の広報物作成、広報等にかかる経費はすべて委託金額に含むものとする。 |

1. メディア誘致

　〇　各種メディアに対し、大阪ＩＲの意義・効果、懸念事項対策等、その他府市の考え方を理解してもらったうえで、大阪ＩＲの情報が取り上げられ、正しく発信されるようメディアへのコンタクト活動を実施すること。

　　　〇　働きかけを行うメディアについては事前に計画書等を提出し、発注者と協議を行うこと。

〇　働きかけを行ったメディアについては適宜報告を行うこと。

　　　〇　メディア誘致にかかる費用は、すべて委託金額に含むものとする。

　〇　提案にあたっては下記の内容を踏まえて行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事項 | 提案を求める内容 |
| 実施手法 | 各メディアに働きかけを行うにあたっての方針、手法を提案すること。  また、メディア露出の確約ができるものがあれば合わせて提案を行うこと。 |
| 過去実績 | 各メディアへの繋がり等、受注者の持つ強みのほか、過去に類似の実績があれば提示すること。 |

1. その他広報活動

〇　効果のある広報活動についてあれば提案を行うこと。

〇　その他広報活動にかかる費用は、すべて委託金額に含むものとする。

〇　提案にあたっては下記の内容を踏まえて行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事項 | 提案を求める内容 |
| 広報活動の概要 | 広報活動の内容、時期、期間、成果目標など |

1. 効果測定

〇　（１）の各メニューの実績を報告すること。

○　（１）の各メニューの実施による効果について、調査・分析を行い、報告書を提出すること。報告書の提出は、事業開始時点（時期は発注者と協議）、中間（10月末を目途）、事業終了の各時点（計3回）において行い、各回ごとに必ず分析を行うこと。

〇　効果測定の結果は（２）広報戦略の策定に活かすことを前提に行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事項 | 提案を求める内容 |
| 効果測定の方法 | 効果検証の手法や考え方について提案すること。 |

(２) 広報戦略

　①　広報戦略支援

〇　令和８年度における効果的な広報内容について、具体的なメニュー案を作成すること。

〇　案の作成にあたっては下記の内容を記載すること。

* 具体的なメニューを整理するとともに、いつ、どこで、何を、どのようにすべきか、実施レベルでのスケジュールや手法を、だれが見ても理解でき実施できるよう、具体的にわかりやすく整理すること。

　　〇　次年度以降の発注者の事業に活用するため、広報メニュー案について、６月末をめどに

提出できるよう取りまとめること。

　　〇　委託期間を通じた府・市への広報戦略検討支援にあたっては効果測定の結果を踏まえたうえで行うこと。

〇　提案にあたっては下記の内容を踏まえて行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事項 | 提案を求める内容 |
| 実施手順 | 府・市への広報戦略の検討支援にあたってどのような実施手順で行うのか、フロー図などで提案を行うこと |
| 過去実績 | 過去類似の実績があれば提示すること。 |

(３) その他

①　事業管理体制

〇　事業を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制（緊急時の連絡体制も含む）を確保すること。

〇　事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、発注者へ届け出ること。また、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

〇　作成した広報物の権利許諾状況については発注者に報告すること。

〇　広報物の作成にあたっては、男女共同参画社会の実現を目指す表現ガイドライン（大阪府府民文化部）、色覚障害のある人に配慮した色使いのガイドライン（大阪府）を確認し、ガイドラインを遵守すること。

〇　提案にあたっては下記の内容を踏まえて行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 提案事項 | 提案を求める内容 |
| 事業の実施体制 | (1)－① ～ (2)－① までの各事業の実施体制について、緊急時の連絡体制も含め記載すること。 |
| 事業の実施スケジュール | (1)－① ～ (2)－① までの各事業について、実施スケジュールを提案すること |
| 事業者の強み | (1)－① ～ (2)－①までの各事業について提案事業者の強み（類似の事業実績・経験、事業遂行能力等を有するスタッフの有無など）を記載すること。 |

**6　成果物の提出**

　　事業終了後、令和８年３月３１日（火）までに発注者あて以下の成果物等を提出すること。

なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって発注者に帰属するものとする。

* 実施報告書

〇　A4サイズ２部及びUSBメモリー等に格納のこと。

〇　実施報告書には以下のものを含めること

* 業務に関して作成した全ての成果物

・作成した広報物・映像データ等をUSBメモリー等に格納して提出すること。

* メディア誘致実績に係る報告書

・掲載された記事（著作権に留意）、HPなどのWEB情報、SNS、テレビ等での放送動画について、取りまとめた報告書（※USBメモリー等に格納のこと）。

・なお、テレビ等で放送された動画については、電子データ（USBメモリー等）で提出すること。

* 主要駅での広告実績にかかる書類

　　　・各広報場所での実績写真等、実施成果を漏れなく取りまとめた報告書（※USBメモリー等に格納のこと）。

**７　その他**

1. 守秘義務について
   * 受注者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない 。
2. 契約不適合責任について
   * 引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、受注者は、民法第562条第1項ただし書にかかわらず発注者指示のもと履行の追完を行うこと。
3. 個人情報の取り扱いについて
   * 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
   * 受注者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。

○　事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は受注者に帰属するものとし、発注者の指示に従い提供を行うこと。

○　契約を締結する際、受注者は、個人情報の保護の観点から、誓約書（別途提示）を提出すること。

1. 著作物の譲渡等

〇　本業務に係る全ての成果品の著作権（著作権法第21 条から第28 条に規定する権利を含む）は、発注者に帰属すること。また、成果品は以降、発注者が自由に各種媒体、印刷物に使用できること。なお、受注者は発注者または発注者が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

ただし、成果品にこの契約の前から受注者が著作権を有するもの又は第三者が権利を有するパッケージプログラム（無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。）の著作権は、受注者又は当該第三者に留保されるものとする。

〇　作成した広報物の権利許諾状況については発注者に報告すること。

〇　本契約期間終了後、発注者が成果物を使用するにあたり、著作権使用料等が別途発生する場合には、そのすべてを委託金額内に含めること。

〇　本業務により作成する資料は、第三者が権利を有する著作物（写真、地図等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。

〇　本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰する場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

〇　広報物の作成にあたっては、男女共同参画社会の実現を目指す表現ガイドライン（大阪府府民文化部）、色覚障害のある人に配慮した色使いのガイドライン（大阪府）を確認し、ガイドラインを遵守すること。

1. その他留意事項について

○　本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約内容は仕様書及び企画提案書に基づき、発注者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容（事業実施経費を含む）は、実現を約束したものとみなす。

○　受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないこと。

　　　〇　受注者は、委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

〇　業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応するものとし、発注者が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

〇　受注者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。

　　　〇　受注者の責めに帰す理由により、損害を生じさせた場合（第三者に及ぼした損害を含む）は、受注者において責任をもって対応するとともに、その損害により生じた経費を受注者が負担するものとする。

* 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、

発注者と協議を行い、指示に従うこと。